

平成 22 年 6 月 29 日

株主各位

東京都港区新橋二丁目 5 番 5 号新橋 2 丁目 MT ビル
日本風力開発株式会社
代表取締役社長 塚脇 正幸

第 11 回定時株主総会招集ご通知「事業報告」の一部修正の件

平成 22 年 6 月 15 日に株主の皆様にご送付いたしました「第 11 回定時株主総会招集ご通知」のうち、「事業報告」の内容に一部修正すべき事情がございましたので、会社法施行規則第 133 条第 6 項に基づき、本ウェブサイトにて下記のとおり訂正させていただきます。
株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

(下線___は、訂正箇所を示します。)

修正箇所

1. [事業報告 1. 企業集団の現況 (1)当事業年度の事業の状況 ③資金調達の状況]
(招集通知 4 ページ)

(訂正前)

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、公募増資、第三者割当増資および社債発行を行い、総額8,535百万円の資金調達を行いました。

ロ. 社債

会社名	区分		社債の総額	払込期日
当社	第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債	転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付	3,000,000,000 円	平成 21 年 9 月 25 日
	第 5 回無担保社債	金融機関保証付適格機関投資家限定	<u>100,000,000 円</u>	平成 22 年 3 月 31 日

(訂正後)

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、公募増資、第三者割当増資および社債発行を行い、総額9,435百万円の資金調達を行いました。

ロ. 社債

会社名	区分		社債の総額	払込期日
当社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付	3,000,000,000 円	平成 21 年 9 月 25 日
	第5回無担保社債	金融機関保証付適格機関投資家限定	<u>1,000,000,000 円</u>	平成 22 年 3 月 31 日

2. [事業報告 2. 会社の現況 (4)会計監査人の状況] (招集通知 17 ページ)

(訂正前)

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45 百万円

- (注) 1. 当社のすべての子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(訂正後)

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
やよい監査法人

(注) 当社は、平成 22 年 6 月 14 日付けで会計監査人であった新日本有限責任監査法人を、同日開催の当社監査役会において、監査役全員の同意を以って、監査役会の決議により、会社法第 340 条第 1 項の規定に基づき解任したとともに、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、新たに一時監査人としてやよい監査法人を選任いたしました。

- ② 報酬等の額

	会計監査人の名称	支 払 額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	新日本有限責任監査法人	45 百万円
	やよい監査法人	35 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	新日本有限責任監査法人	45 百万円
	やよい監査法人	35 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑤ 解任した会計監査人に関する事項

(1) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社は、平成 22 年 3 月期の会計監査中に、平成 21 年 3 月期中に当社従業員と取引先従業員の間で交わされた会社として認知していない文書が存在することを確認いたしました。そのため、当社においては、当該文書の法的有効性及び作成に至る経緯、取引に与えた影響等について、外部有識者による調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会による最終報告書によると、当該文書は法的効力を生じさせるものではなく、過去の取引に影響を与えたものとは認められないと結論づけられており、当社はこの調査報告書を当社会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下、単に「監査法人」といいます。）に提出し、平成 22 年 3 月期の会計監査の進行を依頼し、併せて調査報告書の内容を信頼し対応いただくよう説得を行うほか、追加で要請のあった確認事項にも真摯に対応してまいりました。

しかしながら、調査報告書を受領した監査法人からは、調査の結果によっても、当該文書に係る取引等についての疑義が払拭されたとは言いきれないとの回答がありました。

当社としましては、監査法人の上記回答は、中立かつ公正な第三者による調査の結果、当該文書が法的効力を有するものでなく、過去の取引に影響を与えたものとは認められないとする調査報告の内容について、特段の合理的根拠なくその信頼性に疑義を呈しているとしか判断されず、この点に関する学者、弁護士、会計士等の複数の専門家の意見に照らしても、不当であると結論付ける他ない状況と判断いたしました。

当社としては、かかる監査法人の対応は、会社法第 340 条第 1 項の解任事由に該当するものと判断し、当社監査役会の決議（監査役会全員の同意）により、監査法人を当社会計監査人の地位から解任することといたしました。

なお、同監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(2) 上記の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

当監査法人は、平成 22 年 6 月 14 日、監査役会より、会社法第 340 条第 1 項の規定に基づくとする同日付け解任通知を受領したが、極めて遺憾である。

当監査法人は、平成 22 年 4 月になって、会社より、過年度の風力発電機等に係る販売斡旋手数料の収益計上に疑義を生じさせる複数の覚書その他の文書の提示を受けた。

当該覚書等及びそれに関連する取引については、会社が設置した外部調査委員会において検討されることとなり、当監査法人は、同委員会による検討を注視するとともに、独自にも追加的監査手続を鋭意実施してきた。しかし、同委員会の調査報告及び当監査法人の追加的監査手続の結果を踏まえても、関係者の説明の変遷や齟齬等により、当該覚書等を巡る事実関係についての疑義は払拭されるに至らず、当監査法人として意見表明のための合理的な基礎を得られない状況であった。

当監査法人は、会社に対し、重ねて説明を求めるとともに、過年度決算の見直しを含めた適切な措置をとるよう求めてきたが、その最中、解任通知を受けたものである。

このように、当監査法人は適正に監査手続を実施してきたものであって、解任事由は存在しない。

なお、当監査法人が会社より計算書類等の提供を受けたのは平成 22 年 6 月 9 日であるから、現時点で法令に基づく監査報告期限は未経過であり、当監査法人の監査につき監査報告の遅滞は存在しない。

上記の疑義に加え、これまでの会社の対応により、もはや監査の継続は不可能になったと判断せざるを得ないことから、当監査法人は、会社との間の監査契約を解除した。

(3) 解任された会計監査人が本株主総会にて述べる意見

解任された会計監査人は、株主総会において、解任についての理由を述べる事が出来ますが、「当監査法人は、本株主総会で意見を述べる予定は無い。」とのことであります。

以上